

WEB 講習実施規定

公益社団法人 大阪府建築士会
理事会承認 令和3年4月21日

第1条 目的

本規定は、公益社団法人 大阪府建築士会(以下、「本会」。)が主催するインターネット等を用いたオンライン配信による講習の実施に関する規定を定め、もってその円滑な運用を図ることを目的とします。

第2条 用語の定義

第1項 WEB 講習 インターネット及びこれに類するオンラインの通信手段により、対面によらず配信を行う講習をいいます。

第2項 主催者 本会及び他の団体と共同で主催する WEB 講習における場合の本会を含みます。

第3条 WEB 講習の実施

第1項 WEB 講習の開催は原則として本会のホームページで告知します。この他、本会の会報の郵送に併せて紙媒体による開催案内(以下「チラシ」。)を配布することがあります。

第2項 WEB 講習の配信期間は本会のホームページやチラシにより告知しますが、変更のある場合は、ホームページにおいて告知します。

第3項 WEB 講習のうち、録画によらないリアルタイム配信については別途定めます。

第4項 建築士会 CPD(継続教育)の取り扱いについては、「大阪府建築士会 CPD 制度 WEB、TV 会議等を用いた認定プログラムの受講確認規定」を準用します。

第4条 WEB 講習の著作権

WEB 講習の著作権は本会にあり、録音、録画又は動画サイトへの掲載や受講者以外の視聴は禁止させていただきます。

第5条 配信の中止等

第1項 主催者に起因する配信等のトラブルのため、中止又は中断のまま終了となった場合はご返金させていただきます。

第2項 前項以外のトラブルについては、主催者は責を負いかねますのでご了承ください。

第6条 施行

本規定は令和3年5月1日より施行します。